



島根県報

平成30年 5 月25日 (金)

号外 第 8 0 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第388号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	432号	松江市上乃木五丁目459番10地先から同地先まで	前	メートル 14.85	メートル 8.50	松江県土整備事務所 減幅 払下げ
			後	12.35	8.50	
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町矢上6682番4地先から同6681番9地先まで	前	8.50～ 28.00	68.00	災害防除工事 拡幅
			後	8.50～ 32.50	68.00	
"	別府川本線	邑智郡美郷町久喜原416番1地先から同地先まで	前	4.32～ 6.97	73.10	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	4.54～ 18.60	73.10	
"	"	邑智郡美郷町久喜原465番9地先から同234番2地先まで	前	5.64～ 6.74	83.00	道路改良工事 拡幅
			後	5.92～ 14.70	83.00	

島根県告示第389号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町矢上6682番4地先から同6681番9地先まで	メートル 68.00	平成30年 5月25日	県央県土整備 事務所	